

平成29年度宮前区総合防災訓練

宮前区では、過去の地震の教訓や首都直下地震の切迫性を踏まえ、自助・共助・公助の理念に基づき、実践的な防災訓練を実施することにより、防災意識の高揚と地域防災力の強化を図ります。

1 犬蔵中学校 (避難所開設運営訓練)

日時:平成29年 **11月5日** (日) 9:00~12:00

場所:犬蔵中学校 (宮前区犬蔵1-10-1)

内容:避難所開設・運営/居住スペース体験/炊き出し/災害用トイレの設置/傷病者等の応急救護活動/物資配給/土のう積み/区本部情報伝達/避難所巡回型救護所/ペット同行避難/防災展示/二次避難所開設/段ボールジオラマ ワークショップ



炊き出し訓練



土のう積み訓練



ペット対応

2 鷺沼小学校 (避難所開設運営訓練)

日時:平成30年 **1月21日** (日) 10:00~12:30 (予定)

場所:鷺沼小学校 (宮前区鷺沼2-1)

内容:避難所開設・運営/居住スペース体験/炊き出し/災害用トイレの設置/傷病者等の応急救護活動/物資配給/土のう積み/区本部情報伝達/避難所巡回型救護所/ペット同行避難/防災展示/帰宅困難者対応

同時開催 **防災フェア2018**

- 防災体験ツアー
 - 段ボールジオラマ ワークショップ
 - 防災体験ブース
- など、楽しみながら防災を学びます!



防災ニュース 2017.11 第34号

宮前区役所危機管理担当/宮前区まちづくり協議会防災部会

ど避難所とどこ?



避難所生活の **イロハ**



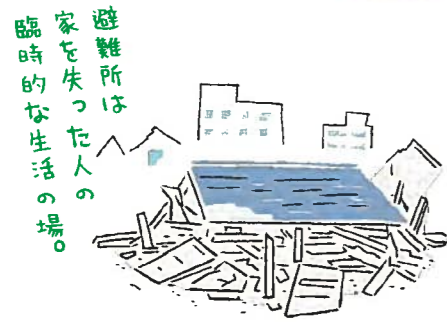
大きな災害が起こり、自宅などが倒壊したり、倒壊の危険があるときに、その難を逃れる場所が「避難所」です。しかし、その「避難所」での生活がどんなものかを理解している人は少ないのではないのでしょうか。

そこで、今号の「防災ニュース」では、避難所での生活となった時に少しでも役に立つような最低限の知識を、川崎市が発行している「備える。かわさき」からピックアップして「避難所生活のイロハ」としてご紹介します。

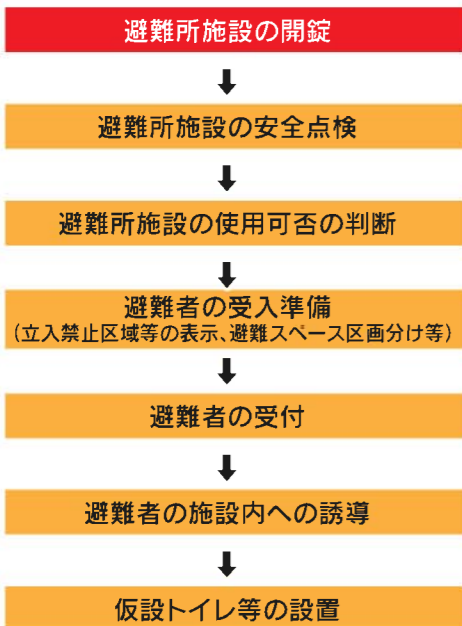
「防災ニュース」に関するお問合せは、宮前区役所危機管理担当(856-3114)まで

バックナンバーは、宮前区役所ホームページ⇒安全安心のまちづくり⇒「防災ニュースのページ」をご覧ください。

避難所生活のイ 避難所の役割



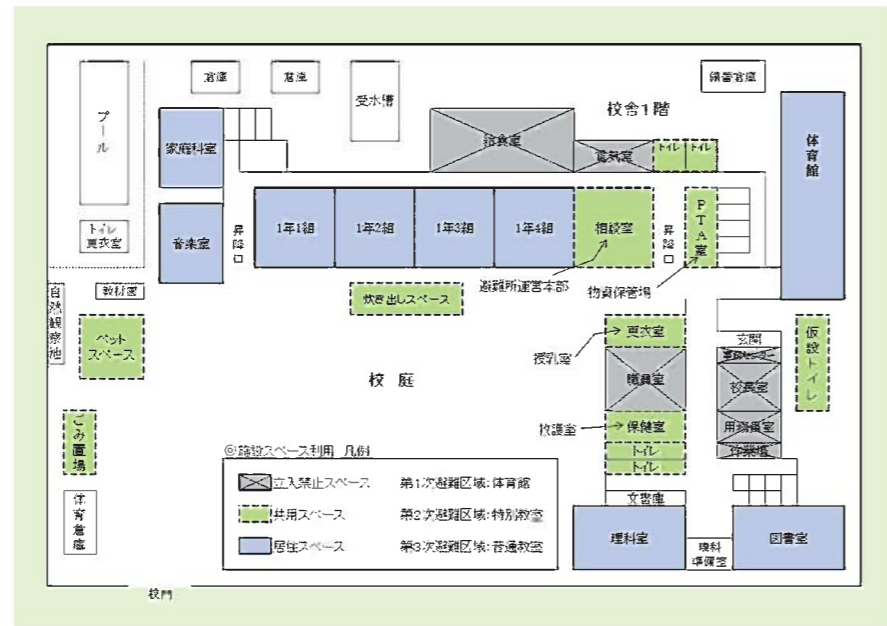
[発災から避難所開設までの流れ]



- 近くの市立小中学校などの避難所は、正しくは「指定避難所」と呼ばれ、**火災や家屋倒壊などにより家を失った人(避難者)の臨時的な生活の場**となる施設です。

- 外部からの救援物資が集積され、地域全体への**支援物資の供給拠点や情報収集・伝達の場**になります。

[学校施設利用計画(例)]



避難所生活のハ 避難所生活を行う上でのルール



- 避難所には、避難所生活を安全かつ円滑にする上で、守るべきルールがあります。
- このルールは、避難所ごとに設けられた会議(避難所運営会議)によって定められていますが、下記についてはどの避難所においても必ず守るようにしてください。
 - ① 避難所の運営には、避難者自身も参加しましょう。
 - ② 指定避難所は、施設(体育館など)の安全が確認された後にはじめて開設されます。開設されるまでは校庭などで待ちましょう。
 - ③ 避難者数により、備蓄物資の分配方法を変える可能性があるため、水や食料など数に限りがあるものについては、すぐには提供されない場合があります。
 - ④ ペット(盲導犬を除く)は、衛生上の観点から、居住スペースに入ることはできません。



[避難所ルール(例)]

- 学校避難所ルール

 - 1 この避難所の運営に必要な事項を協議するため避難所運営会議を組織します。
 - (1) 運営会議は毎日午前〇時と午後〇時に定例会議を行います。
 - (2) 運営会議の組織として、「総務班」「情報広報班」「救護班」「食料物資班」「環境衛生班」等を編成します。
 - 2 避難者及び在宅被災者は家族単位で登録し、避難所を退所する時は運営会議に転居先を連絡してください。
 - 3 校長室、職員室、保健室等、施設管理上必要とされる場所または危険な場所には避難できません。
 - 4 居住スペースは土足禁止とし、洗いだ靴は各自で保管します。
 - 5 避難所では、利用する居所の移動を定期的に行います。
 - 6 食料・物資等の配給は運営会議で決定されたルールに基づき行います。また、配給は在宅避難者にも実施します。ミルク・おむつなどの特別な要望は食料物資班が対応します。
 - 7 消灯は夜〇時です。廊下及び職員室等管理上必要な部屋は、盗難防止のため点灯したままとします。
 - 8 情報提供は夜〇時で終了します。
 - 9 学校の電話は午前〇時から午後〇時まで受信のみを行い、避難者は使用できません。
 - (1) 呼出しは行わず、放送および掲示板により伝言のみ伝えます。
 - (2) 特設公衆電話は緊急用とし、長電話は控えてください。
 - 10 清掃は避難者が交替で行います。
 - (1) トイレの清掃は、午前 時、午後 時
 - (2) トイレ以外の清掃は、午前 時、午後 時
 - 11 敷地内での飲酒及び喫煙は禁止します。
 - 12 ペットの収容場所は運営会議で定めた場所とします。避難所にペットを連れて来た方は、環境衛生班に届け出てください。
 - 13 避難所は電気、ガス、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
 - 14 その他必要とされる事項については、随時、運営会議を開催の上、決定します。

※ 当番などを通して自主的に避難所運営に参加してください。

避難所生活のク 避難所にある備蓄物資



- 避難所には、避難者が災害発生から約3日間、最低限生活するために必要な物資を倉庫に保管しています。これに避難者自身が持ち寄った非常持出品を合わせ、発災初期の避難所生活をやりくりします。
- 備蓄物資は、被害想定調査に基づき、家屋が全壊、全焼となる市全体で約13万8千人分、宮前区で約1万2千人分を用意していますが、非常持出品を用意していない避難者が増えれば増えるほど、避難者一人あたりに渡る物資は少なくなります。
- これを防ぐためには、**一人でも多くの市民が非常持出品を持ってこることや、各家庭で家具の転倒防止や家庭内備蓄を行うなど、避難所に頼らない備えを行うことが大切**です。



「備える。かわさき」



災害に対する日頃の備えなど、災害が起きる前に市民の皆さんに読んでいただきたい情報誌です。
 配布窓口・問い合わせ先/宮前区役所 危機管理担当 TEL.044-856-3114